

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成19年4月20日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）イオン栗原ショッピングセンター
栗原市志波姫新熊谷1-1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所
イオン株式会社 代表執行役 岡田 元也
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
- 3 市町村の意見の概要
 - (1) 歩行者の通行の利便の確保等について、計画地周辺には幼稚園及び小中学校があることから、通園・通学する園児及び児童生徒の安全確保に十分留意されたい。また、職員や関係車両のみならず利用者にも安全運転を促し、交通事故防止に配慮されたい。
 - (2) 防災・防犯対策への協力について、駐車場の利用時間が午前0時30分までとなっていることから、その後の深夜防犯対策に配慮されたい。
 - (3) 防災・防犯対策への協力について、警備員の巡回や係員の声かけ、駐在所と連携を図りながら防犯パトロールを強化するなど、青少年の健全育成に配慮されたい。
 - (4) 防災・防犯対策への協力について、志波姫教育センターでは、学校や地域の防犯・青少年健全育成団体と事業者が一体となって展開する防犯パトロールや青少年健全育成のキャンペーンなどを計画しているので、実施の際には協力されたい。
 - (5) 防災・防犯対策への協力について、児童生徒の射幸心を煽るようなゲーム機を設置しないよう配慮されたい。
 - (6) 騒音について、「県公害防止条例」第35条に基づく特定施設の設置（騒音又は振動）の届出書を提出されたい。
 - (7) 騒音について、オープン時や混雑時はもとより、常時音楽や放送等、教育活動に影響を与える騒音の防止に努められたい。

- (8) 廃棄物について、「栗原市廃棄物の減量及び適正処理並びに環境美化の促進に関する条例」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に従って計画されたい。
- (9) 廃棄物について、危険なもの、非衛生なもの、子供にとって有害なもの等が飛散することのないように留意されたい。
- (10) 街並みづくりについて、自転車及び歩行者等の視界をさえぎることのないよう、緑地や広告物等の設置には十分配慮されたい。
- (11) 「市水道事業給水条例」等の関係法令を遵守し、施工及び給水されたい。
- (12) 「水質汚濁防止法」及び「下水道法」に定める特定事業場に該当する場合、及び除外施設設置者は、当該保健所及び栗原市（下水道管理者）が定めた届出書を提出されたい。
- (13) 食品加工場を含む大規模排水設備となるため、排水設備等計画確認申請前にその設計と設置器具等の事前協議を行われたい。

4 地域住民等の意見の概要

- (1) 歩行者の通行の利便の確保等について、店舗がオープンすると交通量の増加が見込まれるが、近隣には志波姫小・中学校等があり、通学路となっていることから、特に児童生徒の登下校の際には、出入口付近に警備員や誘導員を適切に配置するなど、交通安全の確保には十分配慮されたい。
- (2) 防災・防犯対策への協力について、店舗の閉店時刻は午前0時であり、青少年の非行防止対策等の観点から、深夜営業中や閉店後も警備員による定期巡回を行うなど、犯罪・事故等が発生しないよう十分配慮されたい。
- (3) 地域経済の活性化の観点から、商工会等の活動に積極的に参画し、商工業者・地域住民と一体となった事業に参加される等、地域に密着した商業活性化運動に十分な御理解と御協力をお願いしたい。
- (4) 地元採用・地元雇用について、十分に配慮されたい。

5 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工経営支援課、宮城県県政情報センター、栗原地方振興事務所及び栗原市役所

6 縦覧期間

平成19年4月20日から平成19年5月21日まで（ただし、閉庁日を除く。）